

芸術選奨実施要項

昭和	45年	5月13日
文化庁長官	裁定	
一部改正	平成11年	5月13日
一部改正	平成13年	1月6日
一部改正	平成15年	4月1日
一部改正	平成16年	4月1日
一部改正	平成19年	12月26日
一部改正	平成24年	4月1日
一部改正	令和3年	5月19日

1 趣旨

芸術各分野において、優れた業績をあげた者またはその業績によってそれぞれの部門に新生面を開いた者を選奨し、これに芸術選奨文部科学大臣賞または芸術選奨文部科学大臣新人賞をおくることによって芸術活動の奨励と振興に資する。

2 部門

- (1) 演劇（歌舞伎・能楽・文楽・新派・新劇・ミュージカル等の劇作家、演出家、演技者、舞台美術家等）
- (2) 映画（劇映画・記録映画等の演出家、脚本家、撮影者、演技者等）
- (3) 音楽（邦楽・洋楽・オペラ等の演奏家、指揮者、作曲家、演出家、舞台美術家等）
- (4) 舞踊（邦舞・洋舞等の舞踊家、演出振付家、舞台美術家等）
- (5) 文学（小説・短歌・俳句・詩・大衆文学・児童文学等の作家、翻訳家等）
- (6) 美術（絵画・彫刻・工芸・書・写真・デザイン・建築等の作家）
- (7) 放送（ラジオ・テレビのドラマ・ドキュメンタリー等の作家、演出家、演技者等）
- (8) 大衆芸能（落語・講談・浪曲・漫才・大衆演劇・ショー・ポピュラーミュージック等の作家、作曲家、演出家、演技者等）
- (9) 芸術振興（新しい領域や複数の部門にわたり文化芸術活動を行っている者）
- (10) 評論等（芸術評論家、文化芸術活動に著しい貢献のあった者）
- (11) メディア芸術（デジタル作品（デジタル技術を用いて作られたアート作品やエンターテインメント作品等）・アニメーション・マンガの作家等）

3 賞の対象

- (1) 賞は、文部科学大臣賞状及び賞金とする。
- (2) 芸術選奨文部科学大臣賞は、特に優れた業績をあげた芸術家（個人）を対象とするもので、各部門2名以内（ただし、放送部門、芸術振興部門、メディア芸術部門は1名以内）を原則とする。
- (3) 芸術選奨文部科学大臣新人賞は、新人の芸術家（個人）を対象とするもので、各部門1名以内を原則とする。
- (4) 過去に受賞したものは同一部門の同種の賞については、原則として対象としない。

4 選考の時期及び選考の基準

- (1) 選考は、毎年、原則として1月中に行うものとし、選考の対象となる業績は、主として前年の1月から前年の12月までの間にあげられたものとする。
- (2) 選考に際しては、これまでの業績に加え、将来性、年齢、他の受賞歴等も勘案して選出する。

5 選考方法

- (1) 各部門ごとに芸術に関し識見を有する者の協力を得てその審査を行い、受賞者を決定する。
- (2) 前項の審査のため、各部門ごとに選考審査会を設置する。
- (3) 各部門ごとに推薦委員を設け、選考審査会に候補者を推薦する（評論等部門を除く）。
- (4) 選考審査員及び推薦委員は当該部門の実演家、専門家及び学識経験者の中から文化庁長官が委嘱する。

芸術選奨実施細則

平成11年 5月13日
文化庁次長決裁
一部改正 平成13年 1月 6日
一部改正 平成15年 4月 1日
一部改正 平成16年 4月 1日
一部改正 平成19年12月26日
一部改正 平成24年 4月 1日

1 選考実績

実施要項4(2)の選考にあたっては、下記のこと留意する。

- (1) 日本芸術院会員、重要無形文化財(各個認定)保持者、叙勲、紫綬褒章受章者、日本芸術院賞受賞者等すでに国の栄典を受けている者については授賞対象としない。
- (2) 物故者は対象としない。
- (3) 受賞者の年齢は、授賞時原則として文部科学大臣賞は70歳未満、新人賞は50歳未満とする。
- (4) 受賞者は、芸術活動を通じて社会に貢献し、国民の模範となり得る者であることとする。

2 選考方法

- (1) 選考にあたっては、各部門の選考審査員及び推薦委員が、それぞれの部門にかかる候補者を推薦することができる。ただし、評論等部門及び芸術振興部門については、他部門の選考審査員及び推薦委員からも、それぞれの部門にかかる候補者を推薦することができるものとする。
- (2) 芸術振興部門における「新しい領域や複数の部門にわたり文化芸術活動を行っている者」とは、次のような者をいう。
 - ① 新たな芸術分野を創造、または普及させるなど著しい貢献のある者
 - ② 複数の部門・分野にわたった文化芸術活動を行い、その活動が斯界に大きな影響を与えている者
 - ③ 他部門に該当しない文化芸術活動を行っている者で、その活動が国内もしくは国外において広く一般に認知され、一定の評価を得ている者

3 実施要項3(3)に定める「新人の芸術家」は次のものをいう。

- (1) 活動の期間及び実績が比較的少ないこと。
- (2) 今後活躍が大いに期待されること。